

令和3年度

総 会 資 料

(第39回)

総 会 次 第

議事

第1号議案	令和2年度 事業報告並びに承認	
	1 事業にともなう委員会	1
	2 全体事業	1
	3 本部役員会	1~2
	4 学年委員会	2
	5 専門部（教養・広報・高校見学）	3
	6 支部委員会	3
第2号議案	令和2年度 決算報告及び会計監査報告並びに承認	4
第3号議案	令和3年度 役員選出並びに承認	5
第4号議案	令和3年度 事業計画案の承認	5
第5号議案	令和3年度 会計予算案の承認	6
第6号議案	P T A規約改正案の承認	7
	P T A規約・P T A組織図	8~11
	P T A細則・P T A慶弔規定	12

日 時/場 所 今年度は書面総会となります
別紙の議案承認票をご提出ください

所沢市立安松中学校 P T A

第1号議案

令和2年度 事業報告

1 事業にともなう委員会

	実施月日	項目	場所	内容
全		定期総会		各承認事項の審議・決定（全会員）書面にてみなし総会
運営委員会		第1回運営委員会	中止	年間活動計画案、全体事業について
		第2回運営委員会	〃	体育祭協力打ち合わせ、バザー協力について
		第3回運営委員会	〃	予算委員会・役員選出について
		第4回運営委員会	〃	予算案、事業計画案、一年間の反省
その他	2/24	選考委員会		R3年度役員候補者選考（本部役員が作業）
		予算委員会	地域活動室	R3年度予算案協議・作成

2 全体事業

実施月日	活動内容	場所	備考
	<環境美化> ・狼坂・校内除草作業 ・校内除草作業（外周） ・安松中樹木剪定	中止 中止 中止	P T A・生徒・後援会 P T A・生徒・外郭団体 P T A・生徒・後援会・地域の方
	<体育祭協力> 来賓受付・接待・自転車整理・パトロール等	中止	役員・各委員
4/8, 24	<R3年度委員選出>	体育館	

3 役員会（本部）

	実施月日	項目	場所
主 な 活 動	8/26	周年実行委員会（中止） P T A会費集金	YM 講座室
	7/9	狼坂・校内除草作業（中止） 活動費配布	YM 講座室と会議室
	12/14	後援会費集金（12/7～11）の集計立ち合い 夏祭りパトロール（安松中）（中止） 夏祭りパトロール（安松小）（中止） 安松中体育祭協力（中止） 校服バザー（3年のみ書面で申し込み） 安松中合唱祭協力（中止） 1年生餅つき大会（中止）	会議室
	2/5	新入生保護者会説明会 学校保健委員会（中止） 後援会による樹木剪定のお手伝い（中止）	体育館
	3/15	安松中卒業式（来賓無し）	体育館
	3/23	会計監査	会議室
	4/8	安松中入学式（来賓無し・受付手伝い）	体育館
	通年	役員会（5回）	

渉外

	内容	場所
5/30	後援会総会・懇親会 和田小運動会（来賓無し）	中止 和田小
6/6	所沢市PTA連合会総会	書面総会
6/17	教科書展示会参加&アンケート 7校連絡協議会 和田地区夏祭り 安松地区夏祭り	所沢市教育センター 中止 中止 中止
8/19	広報紙コンクールの審査	市役所
10/1	第1回 所沢市PTA連合会理事会	オンライン
10/16	安松小運動会（来賓無し）	安松小
11/11	所沢市PTA連合会研修会	オンライン
11/20	入間地区PTA役員等研修会	オンライン
1/30	市長教育長と話す会及び所沢PTA連合会新年会 後援会新年会 7校連絡協議会	オンライン 中止 中止
3/4	第2回 所沢市PTA連合会理事会	オンライン

令和2年度役員

会長	白井孝行	
副会長	村上哲也 和田啓子 加藤知広	(T) 奥野木直敏
書記	石井友紀 大島淑子 吉田美幸 森 恵	(T) 内田伸二
会計	松永友美 山下有希子 木島里美 西脇勝美	
会計監事	大張祐美 古瀬美也子	(T) 宮本久美子

4 学年委員会

令和2年度は学年委員の選出無し

3年卒業対策委員 ☆矢野 真理 ☆間瀬 祐里 ☆神杉 千春

卒業記念品の選択・発注・分配等

5 専門部

高校見学部 (部長) 石渡 由紀恵 (副) 長田 美 加

実施月日	内容	場所
7/9	顔合わせ・役職決め・引き継ぎ	YM講座室
7/10	今年度の活動中止の一斉メール配信	

広報部 (部長) 中平 朋子 (副) 赤泊めぐみ

実施月日	内容	場所
7/9	顔合わせ・役職決め・引き継ぎ	会議室
7/29	広報紙コンクール作品提出	市役所
7/30	飛翔原稿依頼 (学校長挨拶・教職員紹介)	YM講座室 地域活動室
8/3	原稿依頼 (PTA会長挨拶)	
8/27	印刷業者との打ち合わせ	
11/9	広報紙の仕分け作業	
11/10	広報紙「飛翔 第102号」を発行	

7月に出席した広報紙は

所沢市PTA広報紙コンクール 銀賞受賞

入間地区PTA広報紙コンクール 銅賞受賞

教養部 (部長) 寺島 雅 (副) 鈴木 知佐 (学級長) 池田 由美子

実施月日	内容	場所
7/9	顔合わせ・役職決め・引き継ぎ	YM講座室
7/22	例年通りの家庭教育学級中止の一斉メール配信	市役所
9/2	学習相談会	
10/23	インターネットと人権侵害	松井公民館
11/25	いじめって何ですか?	小手指公民館分館
2/16	研究協議会	中止

6 支部委員会

支部連絡協議会委員長 (正) 川畑 良子 (副) 須之内 絹予
 東支部 (正) 須之内 絹予 (副) 川畑 良子
 西支部 (正) 内田 美弥子 (副) 浅賀 秀子
 南支部 (正) 峰尾 真紀 (副) 嶋内 寛
 北支部 (正) 斉藤 礼子 (副) 森下 茜
 松郷支部 (正) 笠間 明美 (副) 金尾 直美

☆防犯パトロール (パトロールストラップを携帯して、日々の生活の中で地域を見守る) を行いました。

☆地区委員の活動内容見直しのために、数回のアンケート調査にご協力いただきました。

第2号議案 令和2年度 安松中学校PTA決算報告

収入の部

項目	予算額(円)	決算額(円)	説明
繰越金	332,229	332,229	
会費収入	920,000	912,000	456世帯(2,000円×456世帯(P427・T29))
雑収入	0	12,003	預金利息(3円)、バザー収入(12,000円)
合計	1,252,229	1,256,232	

支出の部

項目	予算額(円)	決算額(円)	予算差額(円)	説明
運営費	115,000	167,207	-52,207	
1) 会議費	20,000	8,981	11,019	各委員会、役員会
2) 消耗品費	60,000	28,566	31,434	コピー用紙、事務用品、プリンターブラックインク 他
3) 備品費	5,000	99,000	-94,000	備品購入 他 テント5基購入(19,800×5)
4) 通信交通費	30,000	30,660	-660	通信費、振込手数料、交通費、駐車場代
活動費	308,200	97,101	211,099	
1) 全体事業費	60,000	32,838	27,162	運営委員会、歓送迎会、除草、体育祭、校服バザー、合唱祭、保護者用名札 他
2) 高校見学部費	40,000	0	40,000	高校見学補助、会館使用料、お茶代、コピー代 他
3) 広報部費	120,000	62,469	57,531	「飛翔」印刷代、プリンターカラーインク代、会館使用料、お茶代、コピー代 他
4) 教養部費	15,000	0	15,000	会館使用料、お茶代、コピー代 他
5) 学年費	11,200	1,794	9,406	* 本年度3年卒業対策のみ 会館使用料、お茶代、コピー代 他(卒業対策含む)
6) 支部費	62,000	0	62,000	会館使用料、お茶代、コピー代 他
渉外費	143,000	56,850	86,150	
1) 市P連会費	23,000	24,850	-1850	所沢市PTA連合会会費(50円×456世帯)
2) 渉外費	70,000	0	70,000	7校連絡協議会、市P連総会、市長・教育長と語る会 他
3) 慶弔費	50,000	32,000	18,000	祝金、香典、見舞、転退職記念品代、歓送迎会お花代
その他	686,029	340,786	345,243	
1) 卒業記念費	156,000	154,116	1,884	卒業生156人
2) 教育活動助成金	80,000	80,000	0	教育環境整備、教育活動補助
3) 補償制度費	50,600	54,670	-4070	所沢市PTA連合会総合補償制度負担金(110円×456世帯)
4) 備品購入積立金	20,000	20,000	0	大型備品(印刷機、パソコン、プリンター、冷水機など)購入・点検・修理費 他
5) 周年事業費	20,000	32,000	-12,000	40周年事業積立、バザー収入一部繰入(最大80,000円)
6) 予備費	359,429	0	359,429	
合計	1,252,229	661,944	590,285	

残金の部

収入決算額(円)	支出決算額(円)	差引残額(円)	備考
1,256,232	661,944	594,288	令和3年度へ繰越(現金16,093円含む)

特別会計

会計名	前年度繰越金	収入決算額	支出決算額	本年度末残高	説明
備品購入積立金	348,453	20,002	0	368,455	預金利息(2円) 口座2013682より積立金として20,000円振替
行事費	363,268	2	0	363,270	預金利息(2円)

上記の通り報告いたします

令和3年3月23日

第3号議案

実施月日	役員候補者・会計監事候補者選考
10/15	役員候補者推薦用紙配布
10/23	候補者推薦用紙回収
10/28	推薦用紙集計・候補者人選・候補者交渉開始 令和3年度PTA総会で報告

令和3年度役員

会長	村上 哲也	3年	(T) 奥野木 直敏
副会長	加藤 知広	1・3年	
	山田 貞文	2年	
	和田 啓子	1年	
書記	森 恵	2年	(T) 内田 伸二
	吉田 美幸	2年	
	福羅 朱美	1年	
	松尾 光子	1年	
会計	木島 里美	2・3年	(T) 山田 康雄
	西脇 勝美	3年	
	小沢 紀子	2年	
会計監事	山下 有希子	0G	
	松永 友美	0G	

第4号議案

令和3年度 事業計画 (案)

	内 容	実施年月日	
委員会	総会・運営委員会・本部役員会・各学年委員会・各専門委員会 各支部委員会・支部連絡会・会計監査(年2回) 予算委員会	通年	
主な活動	総会	各承認事項の審議・決定	書面総会
	運営委員会活動	各事業計画・緊急事項・審議調整 総会提出議案書作成 各全体事業(体育祭協力、合唱祭協力 他)	通年
	予算委員会活動	令和3年度 予算案協議・作成	1月から
	役員会活動(本部)	新旧役員引継ぎ・各種会議・各活動の連絡調整 PTA会費集金・各活動費配布・会計監査 役員名簿作成・印刷機管理 運営委員会提案原案作成と報告 各種団体との渉外 他	通年
	各学年・学級活動	PTA会費集金 他	通年
	専門部活動(広報部) (教養部) (高校見学部)	広報誌「飛翔」編集 発行 他 講演会・講習会 他 高校見学実施 他	通年 通年 未定
	支部・支部連絡会活動	防犯パトロール・祭りパトロール 他 各支部活動の連絡調整	通年
渉外	所沢市PTA連合会事業に協力 東ブロック連絡協議会・松井地区7校連絡協議会参加 他		

上記の通り提案いたします

令和3年5月14日

安松中学校PTA運営委員会

第5号議案 令和3年度 安松中学校PTA予算(案)

収入の部

項目	予算額(円)	説明
繰越金	0	
会費収入	920,000	2,000円×460世帯(P430・T30)
合計	920,000	

支出の部

項目	年度予算額(円)	説明
運営費	120,000	
1)会議費	20,000	各委員会、役員会
2)消耗品費	60,000	コピー用紙、事務用品、プリンターブラックインク代 他
3)備品費	5,000	備品購入 他
4)通信交通費	35,000	通信費、振込手数料、交通費、駐車場代
活動費	238,800	
1)全体事業費	60,000	運営委員会、除草、体育祭、校服バザー、合唱祭、保護者用名札、花壇維持費
2)高校見学部費	40,000	高校見学補助、会館使用料、お茶代、コピー代 他
3)広報部費	80,000	「飛翔」印刷代、プリンターカラーインク代、会館使用料、お茶代、コピー代 他
4)教養部費	15,000	会館使用料、お茶代、コピー代 他
5)学年費	11,800	会館使用料、お茶代、コピー代 他 6組1,000円 1年2,400円、2年2,400円、3年6,000円(卒業対策含む) ☆クラス数により変動あり
6)支部費	32,000	会館使用料、お茶代、コピー代 他 東5,000円、西5,000円、南7,000円 北7,000円、松郷5,000円、支部連3,000円
渉外費	143,000	
1)市P連会費	23,000	所沢市PTA連合会会費(50円×460世帯)
2)渉外費	70,000	7校連絡協議会、市P連総会、市長・教育長と語る会 他
3)慶弔費	50,000	祝金、香典、見舞、転退職記念品代
その他	418,200	
1)卒業記念費	184,800	1,100円×卒業生168人
2)教育活動助成金	80,000	教育環境整備、教育活動補助
3)補償制度費	50,600	所沢市PTA連合会総合補償制度負担金(110円×460世帯)
4)備品購入積立金	20,000	大型備品(印刷機、パソコン、プリンターなど)購入、点検・修理費 他
5)周年事業費	20,000	40周年事業積立、バザー収入一部繰入(最大80,000円)
6)予備費	62,800	
合計	920,000	

上記の通り提案いたします

令和3年2月24日

安松中学校PTA予算委員会

第6号議案

PTA規約・慶弔規約・細則改正(案)新旧対比表

規約

変更内容	改正前	改正後
第7条 ①書面総会の追加	①定期総会は、毎年度初めに開催し、次のことを審議し、決定する。	①定期総会は、毎年度初めに書面総会により開催し、次のことを審議し、決定する。
第8条 総会の変更に伴い、訂正	①総会は、出席者と委任状提出者の数が、会員の5分の1以上に達したとき成立する。 ②総会は、定期総会又は、臨時総会毎に議長および書記を選出する。 ③総会は、出席世帯数の過半数で議決する。	総会は、出席世帯数の過半数で議決する。
第10条 実質通りに訂正	【学年会】 ①学年会は、各学年の会員で構成し、互選により学年委員(各クラス2名)・専門部員(1年・2年の各学年は12名以上、3年生は4名以上)補欠部員(1年3名以上)を選出する。 ②学年会は、会員相互の意思疎通をはかり、学年の実践活動を行う。	【学年会】 学年会は、各学年の会員で構成し、互選により学年委員(各クラス2名)・専門部員・補欠部員を選出する。
第19条② 「選考委員会の」を「会員からの」に変更	②役員は、選考委員会の推薦を受け、総会の承認を得て選出される。	②役員は、会員からの推薦を受け、総会の承認を得て選出される。
第19条③ 選考委員会は無い ため、削除	③前項の選考委員会の構成などについては、細則の定めるところによる。	③を削除
第20条 ④を付け加える		④役員を2期務めたら、その家庭に子どもが何人いても、以降はすべての委員を免除される。
第30条 「第19条③項のほか」は、第19条③が無い ため削除	第19条③項のほか、この会の運営に関し必要な細則を制定改廃する時は、総会の承認をうるものとする。	この会の運営に関し必要な細則を制定改廃する時は、総会の承認をうるものとする。

細則

第2条 選考委員会は無い ため、削除	【選考委員会】	【選考委員会】を削除
--------------------------	---------	------------

慶弔規約

1(4) 時代に対応し、訂正	1(4) 教職員が、転出、退職したときは、記念品をおくる。	1(4)を削除
-------------------	----------------------------------	---------

所沢市立安松中学校PTA規約

第1章 総 則

第1条 【名称・事務所】

この会は、安松中学校PTAと称し、事務所を同校内におく。

第2条 【会 員】

①この会の会員は、安松中学校に在学する生徒の父母（又はこれに代わる保護者）と同校に勤務する教職員とする。

②会員は、入会届を提出し、会費を納める。

会員は、権利と義務において平等である。ただし、各種会議での議決権は一世帯一票とする。

第3条 【目 的】

この会は、会員が互いに協力して生徒の健全な成長発達に努めることを目的とする。

第4条 【性格と活動】

①この会は、憲法と教育基本法に定める教育の本旨に基づき、民主的に組織され、運営される団体である。この会は、他から支配されたり、干渉を受けたりしない。

②この会は、第3条の目的を達成するため次の活動を行う。

1. 会員相互の研修活動を盛んにし、学校と家庭の教育について理解を深める。
2. 生徒の安全な生活を守り、特に健康の増進に努める。
3. 地域の社会環境を良くし、生徒の校外生活の健全な育成に努める。
4. 公費による適正な教育予算の充実に努める。
5. 会員相互の教養を高め、親睦をはかる。
6. その他、目的達成のため必要な事項。

第2章 組 織

第5条 この会に次の組織をおく。

1. 総 会
2. 運営委員会
3. 学年会・学年委員会
4. 専 門 部
5. 支部・支部連絡会
6. 役 員 会

第6条 【総 会】

総会は、会員の総意に基づくこの会の最高議決機関であって、全会員で構成する。

第7条 【定期総会と臨時総会】

①定期総会は、毎年度初めに書面総会により開催し、次のことを審議し、決定する。

1. 事業報告と決算報告の承認に関する事項。
2. 事業計画と予算の承認に関する事項。
3. 役員承認に関する事項。
4. 規約の変更および会費に関する事項。
5. その他この会の組織・運営に関する重要な事項。

②臨時総会は、運営委員会が必要と認めるとき、又は会員の5分の1以上の要求があったときに開催する。

第8条

総会は、出席世帯数の過半数で議決する。

第9条 【運営委員会】

①運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であって、総会の決定に基づき、この会の運営にあたる。

②運営委員会は次のもので構成する。

1. 役員会会長・副会長・書記・会計
2. 学年委員長・同副委員長
3. 専門部長・同副部長
4. 支部長・同副支部長
5. 各部・各委員会の代表教師

③運営委員会の任務は次のとおりとする。

1. 定期総会に提出する議案書を作成する。
2. 各学年委員会・専門部・各支部およびこの会全体の事業計画について審議し、調整する。
3. 緊急事項について審議し、決定する。

第10条 【学年会】

学年会は、各学年の会員で構成し、互選により学年委員（各クラス2名）・専門部員・補欠部員を選出する。

第11条 【学年委員会】

- ①学年委員会は、各学年の学年委員（各クラス2名づつ）と教師で構成し、互選により正副委員長を選出する。
- ②各学年委員会は、学年間の連絡調整をはかり、生徒の健全な育成のための計画をたて、その実践にあたる。

第12条 【専門部】

- ①専門部に次の部をおき活動する。
 1. 広報部 PTA活動を会員に知らせ、会員の情報交換を行うために、会報を発行する。
 2. 教養部 会員の教養を高め、学校と家庭教育の理解を深めるための計画をたて、その実践にあたる。
 3. 高校見学部 高校進学（高校見学会・その他）にかかわる計画、ならびに運営にあたる。
- ②専門部は、教師と各学年から選出された専門部員（1年・2年の各学年は12名以上、3年生は4名以上）で構成し、各部毎に部員の互選より正副部長を選出する。各部ごと補欠部員（1年3名以上）をおく。
- ③各専門部員の構成は、運営委員会で協議し、決定する。

第13条 【支部】

- ①支部は、各支部の会員と担当教師で構成する。
- ②支部の会員は、地区委員を選出し、地区委員の互選により正副支部長・書記・会計を選出する。
- ③支部は、生徒の校外生活の向上と会員相互の親睦に努める。
- ④支部の設置・名称・地区委員の定数については、運営委員会で協議し、決定する。

第14条 【支部連絡会】

- ①支部連絡会は、各正副支部長で構成し、互選により正副支部連絡会長を選出する。
- ②支部連絡会は、各支部活動の連絡、調整にあたる。

第15条 【役員会】

- ①役員会は、この会の役員で構成する。
- ②役員会は、総会又は運営委員会の決定に基づき、この会の事業の執行について協議し、この会の運営にあたる。

第16条 学校長は、学校運営上この会との連絡調整をはかるため、各会議に出席することができる。

第3章 役員・会計監事

第17条 【役員】

この会に次の役員をおく。

- | | |
|----------|-----------------|
| 1. 会 長 | 1 名 |
| 2. 副 会 長 | 3～5名（P 2～4、T 1） |
| 3. 書 記 | 3～5名（P 2～4、T 1） |
| 4. 会 計 | 2～4名（P 2～4） |

第18条 【役員の任務】

役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は、この会を代表し、各種会議を招集する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその任務を代行する。
3. 書記は、運営委員会および役員会の議事を記録し、この会の庶務を行う。
4. 会計は、この会の一切の会計事務を行う。

第19条 【役員の選出】

- ①役員は、全会員の中から民主的に選出されなければならない。
- ②役員は、会員からの推薦を受け、総会の承認を得て選出される。

第20条 【役員の任期】

- ①役員の任期は1年とする。
- ②役員は、再任されることができる。ただし、同じ役職に引き続き3期を超えて選出されてはならない。ただし、職員はこの限りではない。
- ③役員に欠員が生じたときは、運営委員会で協議し、補充する。補充される役員の任期は前任者の残任期間とする。
- ④役員を2期務めたら、その家庭に子どもが何人いても、以降はすべての委員を免除される。

第21条 【会計監事】

- ①この会に会計監事3～4名（P 2～3、T 1）をおく。
- ②会計監事は、この会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。
- ③会計監事の選出と任期については、第19条（役員の選出）・第20条（役員の任期）の規定を準用する。

第4章 会 計

第22条

- ①会費は、この会の経費の主な財源である。
- ②会費の額は、総会で決定する。ただし、会長が特別の事情があると認める会員については、会費を免除することができる。
- ③会費は、一世帯毎に納める。納入方法は、運営委員会で協議し、決定する。
- ④会計の内容は、会計監事の監査を経て総会に報告されるものとする。
- ⑤会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第5章 個人情報保護

(個人情報の取り扱い)

第23条 本会は、次の個人情報を次条に定めた利用目的を示したうえで、PTA会員より取得する。

1 ①氏名

- ②住所
- ③電話番号
- ④メールアドレス

2、前項に定める個人情報は、安松中学校又は、安松中学校PTAとして取得したものを対象とし、次に定めるものは、本会が取得したものではないものとする。

- ①個人間で、双方の合意に基づき交換された個人情報
- ②安松中学校及び安松中学校PTAが、前項に定める通り利用目的を示したうえで取得したものではない個人情報

3、取得した個人情報の保管責任者は、PTA会長とする。

第24条 本会は取得した個人情報を次の目的で使用するものとし、それ以外の目的で使用する際は、都度、その目的を該当する個人に開示し、承諾を得た上で使用することとする。

- ①会費の納入管理の為
- ②総会資料作成、活動における行事等の案内（メール連絡含む）及び各イベント等への参加者確認の為
- ③活動の企画・検討・連絡調整の為
- ④役員・委員等の選考・選出の為
- ⑤本部役員がその業務を遂行する為
- ⑥所沢市PTA連合会より個人情報の提供の要請があり、第25条に定める個人情報の保管者がその申し出が適切であると判断した要請によるもの

第25条 本会が取得した個人情報は、本会の安松中学校教員の書記を保管者と定め保管するものとする。

- ①紙ベースの個人情報は、学校管理の施錠できるロッカー等に保管する。
- ②電子データの個人情報は、パーソナルコンピュータには保存しないものとし、暗号化が可能なUSBメモリにて保管者が保管し、必要に応じ使用するものとする。
- ③個人情報を使用しようとするものは、個人情報の重要性について共通の認識を持ち、個人情報の保護に関する法律を遵守し、その個人情報を取り扱わなければならない。

第26条 個人情報の保管者は、個人情報の重要性を理解し、その取り扱いには十分注意を払わなければならない。

第27条 本会は、第24条に定めた利用目的以外で、本会以外の第三者に対しては提供しない。

第28条 本会が所有している個人情報については、本人から開示又は訂正等の請求があった場合は、本会は遅滞なく対応しなければならない。

第29条 本会は、保有している個人情報について利用する必要がなくなった時は、遅滞なく破棄するものとし、破棄にあたっては第三者が読み取れないよう破砕等の処置を施す。

第6章 付 則

第30条 この会の運営に関し必要な細則を制定改廃する時は、総会の承認をうるものとする。

第31条 この会に次の帳簿を備える。

規約綴・会員名簿・役員名簿・記録簿・会計簿・参考綴

第32条 この規約は、昭和58年 7月30日から施行する。

この規約は、昭和59年 5月12日から一部改正施行する。

この規約は、昭和60年 5月18日から一部改正施行する。

この規約は、昭和61年 5月17日から一部改正施行する。

この規約は、平成18年 9月11日から一部改正施行する。

この規約は、平成23年 4月20日から一部改正施行する。

この規約は、平成23年10月21日から一部改正施行する。

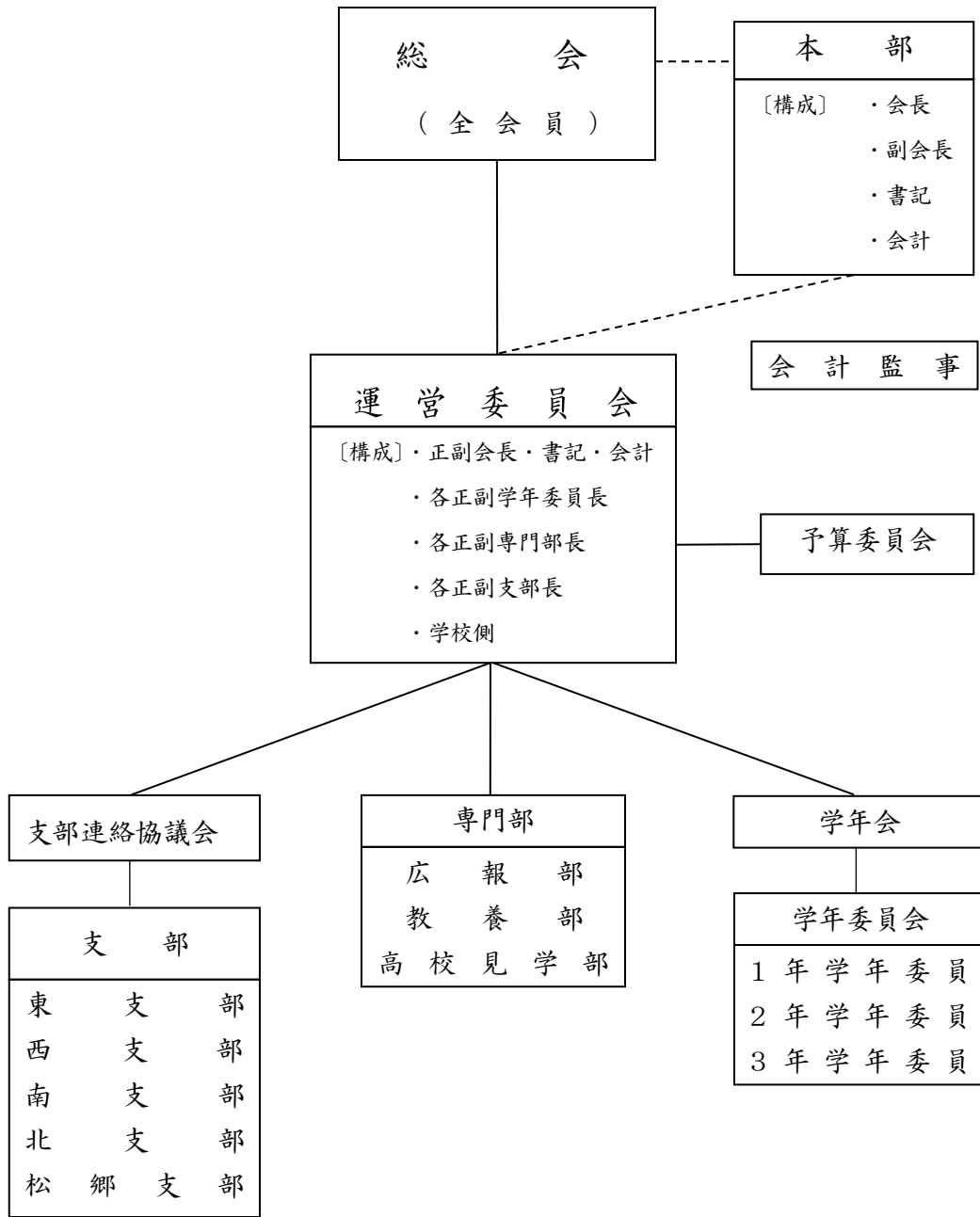
この規約は、平成25年 3月19日から一部改正施行する。

この規約は、平成26年 4月22日から一部改正施行する。

この規約は、平成29年 4月21日から一部改正施行する。

この規約は、令和 3年 5月14日から一部改正施行する。

安松中学校 P T A 組織図



安松中学校PTA細則

第1条 この細則は、第30条の規定によりこの会の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 【予算委員会】

この会の年度予算原案作成のため、予算委員会をおく。予算委員会は本部役員・3学年委員長・各専門部委員長・支部連長をもって構成する。予算委員は、その会に参加できない場合は、その部門の者を代理として参加させることができ、委員会は、代理の参加をもって成立するものとする。

第3条 この細則は、昭和59年 5月12日から一部改正施行する。

この細則は、平成 6年 4月30日から一部改正施行する。

この細則は、平成 7年 5月20日から一部改正施行する。

この細則は、平成18年 4月27日から一部改正施行する。

この細則は、平成23年10月21日から一部改正施行する。

この細則は、平成30年 4月20日から一部改正施行する。

この細則は、令和 3年 5月14日から一部改正施行する。

安松中学校PTA慶弔規定

1. この規定は、会員に関係ある慶弔が生じた場合、次によって慶弔の意を表し、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(1) 会員に関する次の者が死亡した時は、次の標準で弔意を表す。

会 員 5,000円

生 徒 5,000円と花輪一基

(2) 会員、生徒が傷病等により、1ヶ月以上入院加療する時は、5,000円の見舞金をおくる。

(3) 会員が結婚したときは、5,000円の祝金をおくり、祝意を表す。

(4) その他、慶弔の必要を生じた場合、また会長が必要と認めた場合はそのつど協議する。

2. この規定の改正は、総会によって行う。

3. この規定は、昭和59年5月12日から施行する。

この規定は、平成13年4月27日から一部改正施行する。

この規定は、平成19年4月25日から一部改正施行する。

この規定は、平成25年3月19日から一部改正施行する。

この規定は、令和 3年5月14日から一部改正施行する。